

第800号

令和8年3月2日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 和久田 利夫



令和8年度 任意継続被保険者の標準報酬月額上限の決定について

標記について、当組合の平均標準報酬月額上限は500,000円と決定しました
ので、ここに公告します。

適用期間 自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

以 上